

条例第 40 号

宇和島市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市病院等事業の設置等に関する条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条（略） 2 第2条第2項の病院等の診療科目、病床数等は、次のとおりとする。 （1） 市立宇和島病院 ア 診療科目 （略） イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>426床</u> （イ）・（ウ） （略） （2） （略） （3） 宇和島市立津島病院 ア 診療科目 （略） イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>60床</u> （イ） （略） （4）・（5） （略）	第5条（略） 2 第2条第2項の病院等の診療科目、病床数等は、次のとおりとする。 （1） 市立宇和島病院 ア 診療科目（略） イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>389床</u> （イ）・（ウ） （略） （2） （略） （3） 宇和島市立津島病院 ア 診療科目 （略） イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>51床</u> （イ） （略） （4）・（5） （略）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。